

総務委員会会議録

平成29年10月30日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:38

【 案 件 】

1. 請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願
2. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 米国サニーベール市訪問について (地域政策課)
2. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について (財産活用課)
3. 本庁舎2階屋上広場タイルについて (総務課)
4. 飯塚市役所本庁舎総合訓練の実施について (総務課)
5. 平成29年度飯塚市職員採用試験の実施状況について (人事課)
6. 飯塚市地域情報化計画の策定について (情報推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

本件全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩10:01

再開10:12

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」に賛成の立場から討論を行います。日本共産党はそもそも原発再稼働ストップ。原発ゼロ。再生可能エネルギー先進国を目指し、全ての原発で廃炉のプロセスに入ることを提案しています。

2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーで賄うことを目標に、省エネ、節電の徹底と、再生可能エネルギー大幅導入の計画を立てて実行していくことが必要だと考えているわけです。福島第1原発事故の被災者約3800人がなりあいを返せ、地域を返せと訴えて損害賠償を求めた福島原発訴訟

において、福島地裁は10月10日、国と東電の責任を認めております。同様の趣旨による訴訟において、国と東電を断罪したのは、3月の前橋地裁判決に続いて2件目となったわけであります。事故は起こさないと安全神話をふりまいて、原発を推進して現実に事故が発生したら想定外だと主張してきた国の責任が今厳しく問われていると思うんです。この原発の稼働について、国は2014年に閣議決定した、エネルギー基本計画において、原発をベースロード電源と位置づけ、再稼働と原発の輸出を推進するとしました。翌2015年には原発による発電を2030年度には、20%から22%とする。こういう方針を決定し、そのために、30基を超える原発の再稼働が必要だというわけです。既に、この方針に基づいて、原発の再稼働については、これまで九州電力川内原発1、2号機、鹿児島です。など3原発5基が再稼働しています。原子力規制委員会が再稼働の前提となる審査書を了承したのは、7原発14基であります。福島第1原発事故を引き起こした東京電力は、柏崎刈羽原発6、7号機、いずれも、新潟県の稼働の適格性を認め、九州電力は玄海3、4号機、佐賀県ですけれども、来年1月と3月の再稼働、関西電力の大飯原発3、4号機、福井県の再稼働を図っています。関西電力は、40年を超える運転で老朽化が進んだ美浜3号機。高浜1、2号機。福井県についても、最大20年の延長が認められたということで、対策工事の後、再稼働をさせようとしているわけです。しかし、そもそも、原発再稼働の必要がないことは、2013年9月から、2015年8月までの2年近く、稼働原発ゼロで我が国はやってこれた。この事実で証明されていると思うわけです。

それでは、国が進めている原発再稼働によって、何が生じるのかということについて、考えてみたいと思うんです。第1に、原子力規制委員会が、新規制基準に審査の対象にしなかった原発事故発生時の住民の避難計画がまともに対策されていない。この現実にはぶつかるわけです。第2に、このままではわずか6年で全ての原発の使用済み核燃料の貯蔵プールが満杯になる。この問題にもぶつかっていきます。そして、私が考える第3が、今回、請願が指摘する問題だと思うわけです。飯塚市議会は、ことし3月定例会において、原子力依存からの撤退を求める意見書を全会一致で採択し、政府と国会に送付いたしました。立場からいえば今回請願の趣旨に沿って、原子力損害の賠償額について原子力事業者が、過去の経験により想定される最大の額を考慮し、実効性ある水準に引き上げることを求める意見書を提出することはごく自然ではないかと思うわけです。よって請願第13号への議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成29年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。

まず、「平成29年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いい

たします。この資料は、平成29年9月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。9月末までの入札件数といたしましては54件、契約金額の総額は21億3122万9880円でありまして、その平均落札率は90.63%となっております。

次に、「平成29年度条件付き一般競争入札実施状況」につきまして、ご説明いたします。資料の2ページから3ページをお願いいたします。平成29年9月末現在の「条件付き一般競争入札の実施状況」でございまして、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。本年度は9月末までに、20件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が11件、建築一式工事が9件となっております。20件のうち、変動型3件を除く17件において最低制限価格で応札がなされ、そのうち16件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、3ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、88.53%となっております。

次に、「平成29年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。これは、条件付き一般競争入札のうち等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の実施状況で、9月末までに実施した件数は3件となっております。なお、この変動型最低制限価格方式による入札の落札率につきましては、平均で87.58%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今年度から1者入札については認めないということに戻りました。それで復活した1者入札を認めないということが、今の段階でこの間の入札にどのような影響を与えているか、どう評価しているのか、お尋ねします。

○契約課長

今回報告いたしております落札率につきましては、ある程度業者数が確保されておりますので、こういった結果になっていると思っております。

○川上委員

私が聞いたことに対する答弁ですか、今のは。

○契約課長

失礼いたしました。今年度から1者入札を改めましたけど、実際入札におきまして、こういった業者数が少ない状況、1者とか2者の状況がでておりませんので、その辺のところは、まだ結果としては出ていないかと思えます。

○川上委員

ということは、1者入札を復活するほどのことは、なかったというお考えですか。

○契約課長

決してそういう考えではありません。

○川上委員

でも、公共工事発注予定はもう、1者入札を認めないということを、復活する段階からわかっていたわけでしょう。ですから、上半期については、1者入札はだめよという制度を復活しようとする前と上半期についてはもともと関係がなかったと。関係がないというのは禁止を復活する、認めないということを復活する段階で既にわかっていたことではないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 27

再開 10 : 29

委員会を再開いたします。

○契約課長

当然、年度当初には発注予定を出しておりますけど、当然発注した後に業者数の関係は満たされておっても、条件つきであれば、業者からの申し込みの関係がありますし、仮に指名競争で指名したとしても辞退されるケースもありますので、そういった場合がありますので、こういった感じで1者入札をやめております。

○川上委員

そうしたら抑止効果はあったという判断ですか。

○副市長

しないということについて、制度として設けましたので、抑止力とかいうことじゃなくて、先ほど担当課長が言いましたように、公募した場合に応募者がいないとあって、1者の場合もありますけど、そういうときには入札をしないというようなことで制度として決めておりますので、御理解のほどお願いします。

○川上委員

抑止力というのは関係がないという答弁ですね。

○副市長

抑止力という入札の制度としてですね。だから応募してくる方に対してですね、1者入札をしませんよということを、公募しても、そういうことはありうるからですね。1者しか申し込んでこなかったとかいうことはありますけど、そういう場合は、入札ができませんので、再度検討して募集をやり直すとかそういうことになりますので、抑止力ということではないんじゃないかならうかと思っております。

○川上委員

今の話だと、この上半期においても、1者入札の状況があったということですか。

○契約課長

そういった状況はあっておりません。

○川上委員

今の副市長の答弁だと、1者入札のよう状況があったので話し合っやり直してもらったとかいうように聞こえたけど、違うんですか。

○副市長

制度として決めたからですね、そういうことがあったとしても、それが抑止力とかいうことではないと思っておりますという答弁です。

○川上委員

あったとしてもということですか、あったんですか、どちらですか。

○副市長

先ほど言いますように、1者入札はあっておりません。ただですね、質問委員が抑止力になりましたかということでしたので、それに対する答弁として、抑止力とかじゃなくて、制度として決めましたということです。

○川上委員

今言ったように答弁されたらわかりやすいんだけど、先ほどは、私が聞き間違いというか、理解が悪かったのかもしれないけど、1者入札の相談、結果としてそうなりそうなことがあった。それで、ちょっと待てよと。話し合ってくれということで、そういうやりとりの結果、1者入札を避けられた。だから1者入札はなかったんだという趣旨のように聞こえたわけです。だからそういうやりとりが、この上半期であったんじゃないかと思うから、あったかと聞いたわけです。あったんですか。

○副市長

あっておりません。

○川上委員

そうすると抑止力が、私は、あったんだろうと思うんだけど。あったとあなた方は考えるはずだと思うんだけど。それで、ちょっとお尋ねしますが、1者入札はなぜ悪いんですか。なぜ認めないんですか。

○契約課長

1者入札となりますと、やはり競争性の確保について、なかなか、その辺がとれていないというところで、今回1者入札を中止しております。

○川上委員

競争性の確保がとれないということだけですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは、先ほど副市長の答弁との関係でいうと、事前の抑止力をあなた方は認識しないんだから。となると実際の入札行為において1者入札が妥当であるかどうかということが問われてくると思いますけど、実際の入札において1者入札であるかどうかということが問われるということを知っているわけだけど、そういうこととなりますね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 32

再開 10 : 34

委員会を再開いたします。

○契約課長

昨年来につきましては、いわゆる事業の進捗の関係とかありまして、1者入札を認めておったわけなんですけど、やはり競争性の確保とかの観点から、今年度からにつきましては、1者入札を実際やめておるところでございます。

○川上委員

そういうことを聞いてないでしょう。入札を公募するときに、1者入札になったときはだめだよと成立しませんよというのをずっと言ってきたのに、平成26年12月の総務委員会以降は、それでもいいですよ。事実上の官製談合がしやすくなったわけです。そして、発注量が減るという状況になったら、それをやはり認めませんと言ってくる。官製談合はもう簡単にはやれないという感じ。しかし本質的に、おいてなぜ1者入札がだめなのかということについて。あなた方は今、競争性が確保されないということをやよく認めた。そうであれば、公募の段階で1者入札がよいかどうかという問題とともに、現実の入札において、どうなのかということが問われてくるわけです。そうすると、今報告があったうち、実施状況の2ページ、3番、市立小中一貫校幸袋校附属建物建設工事について1億3300万程度ですけども、落札業者、応札業者数のところを少し説明してもらえますか。

○契約課長

これにつきましては、条件つき一般競争入札で5者からの入札の申し込み申請がありました。そのうち1者が入札までに辞退され、もう1者が落除きにより、結果3者による入札を行った結果、そのうち1者が最低制限価格で入札され落札されたものでございます。

○川上委員

それでは、次のページ、3ページ、番号で20番について、中公園トイレ整備工事、1176万、応札者のところについて説明をしてもらえますか。

○契約課長

この案件につきましては、7者からの入札申し込みがあり、そのうち1者が落除き、また1者が辞退、この失格につきましては内訳書等の不備により失格で、最終的には4者の応札により4者全てが最低制限価格で入札されましたので、くじ引きにより落札者を決定しております。

○川上委員

この2件について1者入札になる状況が生じてそれを調整したということはないですか。

○契約課長

決してそんなことはありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「米国サニーベール市訪問について」、報告を求めます。

○地域政策課長

去る平成29年9月28日木曜日から、10月1日、日曜日までの4日間、アメリカサニーベール市より、グレン・ヘンドリックス市長が来飯されまして、本市との姉妹都市交流のさらなる進展に向けて、飯塚病院や市内の大学を訪問、さらには、結果商工会議所及びIT企業との協議などを行いました。また、9月29日金曜日には、市議会におけるスピーチの中で、今後の経済交流会の進展に向け、片峯市長と藤浦議長のサニーベール市訪問について打診がっております。これを受けまして、平成29年11月5日日曜日から10日金曜日までの行程でサニーベール市を訪問し、議会でのスピーチ、スタッフ

ォード大学やIT関連企業等の方法を実施することといたしましたので、その概要につきまして御報告いたします。

資料を配布お配りしておりますので、そちらをよろしくお願ひいたします。訪問者は、市長、議長以下、ここに記載の3名でございます。趣旨につきましては、姉妹都市であるアメリカサニーベール市との友好関係を確固たるものとして、経済交流の環境整備を図り、国際都市としての基盤づくりとともに、将来的な地域経済の活性化を進めるため、姉妹都市であるアメリカサニーベール市を訪問するものでございます。概要につきましては、ここに記載の現地企業3社。それから視察施設といたしましては、プラグアンドプレイ、グーグル本社、スタンフォード大学ほかとなっております。その他、サニーベール市議会それから姉妹都市協会、在サンフランシスコ日本国総領事館、福岡県サンフランシスコ事務所などを訪問する予定でございます。以下の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」について報告いたします。本計画につきましては、素案を策定し、平成28年11月から平成29年1月の期間で市民意見募集を実施し、庁議及び平成29年3月には市議会4常任委員会で報告させていただいたところです。

また、平成28年11月から平成29年3月には、市内12地区における市民懇談会を開催いたしました。その意見を集約した結果、計画素案を変更する必要はありませんでしたので、計画素案を本計画として、7月21日開催の庁議において報告いたしました。その後、計画の公表に向け、各所管課への文言等の最終確認を実施したところ、別紙資料のとおり表示及び数値の誤り等修正が必要となりました。よってこの修正を行い、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画として公表しようとするものです。公表時期につきましては、議会4常任委員会で報告後を考えております。

なお、本計画につきましては、サイドボックスの行政計画―行政経営のフォルダ内に掲示しておりますのでよろしくお願ひいたします。また、印刷した計画書につきましては製本作業を行いまして、準備ができ次第、後日配布させていただきます。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「本庁舎2階屋上広場タイルについて」、報告を求めます。

○総務課長

本庁舎2階と屋上広場タイルについて、御報告をいたします。本件は本庁舎の2階正面玄関の上でございます屋上広場のタイルが破損したことにつきまして、7月の総務委員会でその経緯などを報告しておりましたが、その後の原因や是正方法について報告するものでございます。

お手元に配付しております。資料をお願いいたします。まず、1番のタイル破損の原因及び是正方法

でございますが、従来使用しておりました樹脂束及びタイルはそれぞれ設計条件を満足しておりましたが、タイルの4点支持条件下等で耐荷重試験を行いましたところ、積載条件により耐荷性に差があることが判明いたしております。この結果を受けまして、数度の現地での試験施工を行いまして、材料施工の内容を見直した方法で是正工事を行うものでございます。まず、既存のタイル樹脂束を全て撤去いたしまして、新規のタイル樹脂束を使用いたします。次に、1枚のタイルを4点の束で支持していたものを中央に束を追加いたしまして5点支持に変更いたします。次に、束の上に直接タイルを置いていたものをコンクリートパネル上面にタイルを接着し、コンクリートパネルと束の間に補強としてステンレス鋼板を敷設するものでございます。2番の工期につきましては、平成29年10月23日、先週の月曜日から12月29日、年末までといたしております。3番の費用負担につきましては、今回の工事費用は施工者が負担いたしますので市の負担は発生いたしません。

以上簡単でございますが、本庁舎2階屋上広場タイルについて、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この費用負担は施工者ということなんですけども、費用というのは何のことですか。何が含まれますか。

○総務課長

材料と工事費が含まれます。

○川上委員

それは幾らか把握していますか。

○建築課長

もともとの当初の設計段階でのこちらで把握しております費用といたしましては、経費込みまして約3千万強の金額となっております。実際の今の是正に關します費用につきましては、同額以上の費用の負担となっておりますと思われる。

○川上委員

同額以上の負担とはどのくらいかは把握してないですか。

○建築課長

詳細な最終の金額までは、把握はしておりません。

○川上委員

ということは、次の質問も把握してないと思いうる答弁が予想されるけど、施工者はその費用はどこから捻出するんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 47

再開 10 : 48

委員会を再開いたします。

○建築課長

費用の負担のものにつきましては、私どものほうではちょっと把握しかねております。

○川上委員

無関心ということで、確認しますが、もともとは、市民の税金ですよ。自分たちの利益の、施工者の

利益の中から、このことについては対応するというのが、バランスシートで見たときの考え方です。それで施工者どこになるんですか。

○建築課長

施工者は、JVの大林・鈴木・中村特定建設工事共同企業体になっております。

○川上委員

そのJVは、本当にJVが費用負担するんですか。それとも、下請、孫請、ひ孫請まであったでしょう。そこに、負担が押しつけられることはないですか。

○建築課長

先ほども答弁いたしましたとおり、ちょっと費用の負担の割合というのは私どものほうでは把握しておりません。

○川上委員

市長、今度のことについて、その他の不手際も新庁舎についてはあるんだけど、まず言えば、全体のバランスとかで言えば、それらの負担は利益の中からそれを対応しようとするわけですから、市民の税金、あるいは市民がからう借金の中から対応するということになるのは明らかなんだけど。市は、建物を建ててもらったらそれでいいというだけじゃなくて、その過程で、地元の中小業者の育成だとか、そういうことも考えた、あるいは考えるべき立場ですよ。今回のことについて、どういう負担が下請、孫請、ひ孫請まで、いくのかいかなのかについて、またその額がどのくらいあるのかないのかについて、これほど無関心であってよいのかと思うわけです。これは不当なし寄せ、負担の押しつけが下請、孫請、ひ孫請に、ましてや、一人一人、アルバイトで来たような労働者がおられるわけですよ。に押しつけられることはないように、きちんとすべきだというふうに発注者としての責任を果たすべきだというふうに思うんです。それで5月8日がこの庁舎スタートでしたね。直ちに、あれは使えなくなったわけです。指摘したことがあると思うんだけど、あの広場というのは憩いの場というのもあるでしょうけど、重大事象が発生したときの避難の1つの大事なスペースだったわけでしょう。それがこの間、使用をできない状況に長期間にわたりあったことについて、市としては、どう考えるのか。また、施工者に対して、どういうようにものを言ったのか言っていないのか。そのところ、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 52

再開 10 : 55

委員会を再開いたします。

○総務部長

大変失礼いたしました。2階のベランダにつきましては、確かに市民の憩いの広場というようなことで、当初から考えていたところでございます。ただ実際にはそこを使わせてほしいという、希望、要望まではあつてなかったわけですが、結果として使えなくなったということでそれを遠慮された市民の方もおられるのかなというふうには理解をいたしております。とにかくあそこの部分を早くなんとか改修をして使えるような状況にしたいという思いから、今回この工事をさせていただいているところでございますので、そのところで御理解をいただければというふうに思っております。

○川上委員

究極の無責任答弁。私はさっき3ついったでしょう。今回の費用負担が下請に不当に押しつけられる

ことがあってはならないと思うけど、発注者として、そこまできちんと見る必要があるんじゃないかということ聞いたじゃないですか。答弁ないでしょう。それから、スペースについて、私が言ったのは、憩いの広場という側面もあるんだけど、緊急事態が生じたときに、なくてはならないスペースとして位置づけて設計されているわけですよ。そこが、使えなかった問題について、庁舎管理する立場。いざというときに安全に誘導するような責任がある立場からして、どうだったのかということなんですよ。あそこを利用したいという要望がありませんでした。あるわけないでしょう。庁舎は完成してない。募集もしてないじゃないですか。13日からもうとめているわけでしょう。どうやって要望を出すんですか。そこは別の問題としてあるんだけど、安全危機管理のことを言っているわけですよ。最後に施工者のことを言ったでしょう。全然、答弁になっていないとかされてないですよ。それは答弁しますか。答弁できないですか。できないんだったら、もうできないというふうに言っていただいたら、私その事実は市民に知らせますけど。

○総務部長

失礼しました。いわゆる、緊急避難場所というようなことでございますけれども、避難所といたしましては多目的ホールということで考えておったところでございます。あの場所に避難者を誘導してというようなことで考えておったわけではございませんけれども、当然、多目的ホールに入るときに、その部分で階段のところについては、とおれるような状況をしていたという状況がございます。それと、施工者に対してということでございますけれども、これにつきましては、当然そういったことも使えなかったことに対する施工者に対しての問題、それから今、施工者の方としては、JVの代表である大林組との協議というようなことでさせていただくようにしておるところでございますので、そこについて、もし、今後、必要なことが出てくれば、また改めて協議をさせていただくことになろうかと思っています。

○川上委員

きょうは報告に対する質疑なので、このぐらいに、あと1問ぐらいにしようかなと思いますけど、3つ指摘してうち、2番と3番については今のように答えられました。それで大林組と話をしているということですが、最初に述べた、今回の費用について、不当に下請、孫請、その次にしわ寄せが、また働いた労働者にいくようなことがあってはならないということを私は思うと言ったんだが、これについてはなかなか、今度3回目聞くんだけど、答弁がない。発注者責任というのはあるわけですよ。元請責任もあるわけです。この角度から大林と話をされるときに、このことをきちんと状況を把握して、そういうことがないように、発注者として求めて当然だと思うけど、そのようにしてもらえますか。

○副市長

当然、発注者責任、元請責任というのはございます。今後、12月いっぱいまでに、まずは先に工事を施工して安全な体制で使えるようにということで今協議をしております。工事が終わりましたら、当然、これは施工管理をした設計事務所も関係してきますので、そういうところと協議をしてみたいと考えていますし、ただいまいただきました貴重な御意見も念頭に入れながら協議させていただきたいと考えております。

○川上委員

もう要求にしますけど、ここまで言って、副市長からの答弁はこのくらいですよ。本当に、住民の利用する市民職員の安全の問題とともに、この工事にかかわった下請業者、あるいは労働者への不当な負担を市としても、発注者としても、元請に対してきちんとものを言って、そういうことは絶対起こらないというふうにしてもらいたいと思います。この件についてはまた別の機会に、お尋ねをし、お願いも

したいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

この資料に基づいてちょっとお伺いしますが、まず、タイルの4点支持の条件下で耐荷試験をしたところ、積載条件に耐震性の差があることが判明したということで記載がございますけど、これは設計段階で問題ないということで当然ここに至ったと思うんですけど。設計業者のほうの見解はどういう形になっていますか。

○建築課長

今のお話のとおり、今回の仕様を当初決めた折には、データから、実績から問題なかろうというところで採用に至っております。今回の事象が発生したことに関しまして、個々で検証を行いました。材料そのもの自体には問題はなかったんですけども、組み合わせの中で、再度、いろんな角度から実証をした折に、強度的に満たしていない箇所が出ましたので、その部分につきまして、今回、全て是正ということで、見直しをするということで設計事務所のほうとも、協議の上で、そういうふうな是正方法になっております。

○吉田委員

それでは費用負担についてですけど、一応今回施工業者さんがされるということでJVを組まれているところがされるということで、今御報告を受けましたけど、施工業者さんは設計どおりにつくって、何らかの問題が手違いで、設計どおりの施工がなされてなかったから今回、こういうことになったわけじゃないですか。そこら辺どうですか。

○建築課長

前回の報告の中でも、報告させていただいたとおり、確たる原因というのが、つかみきってないところが、非常に複合した要因があるかということで、設計のものとしては、こういった4点支持で、こういった加重的なものも含めて施工者のほうと協議をして、施工者のほうからこういった製品で施工を行いたいという資料をもとに、施工を行っております。その折に、今回組み合わせをした中で、不具合といいますか、荷重がかかる場所もしくはかかり方によって、どうしても弱い箇所があったところから、この品物を、全て取りかえて是正を行うという判断に至っております。

○吉田委員

最終的にその施工業者という御説明だったんですけど、施工業者で設計とか管理されているほうについては、何も問題ないということで今もその見解なんですかね。施工業者さんがそこに問題があったということで、施工業者さんが設計どおりに工事をされてなかったから問題があるという意味と違いますよね。私が言っているのは、もともと設計と管理に管理されている業者さんが、施行をされた、実際現場で仕事をされた方々ももとの設計どおりと違っていることをしたわけじゃないんですかね。そこら辺は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 06

再開 11 : 15

委員会を再開いたします。

○建築課長

失礼しました。こちらの現在のタイルの使用につきましては、設計仕様に基づきまして、施工者より、その仕様に基づいた提案を受けまして、それを協議した結果、採用した仕様でございます。

○吉田委員

設計者のから提案があつて仕様としたということですが、4点から5点に変えるということで、今後はこういう事態は招かないということで、当然、やられていると思うんですけど、今現状で、ほかに施工されたとか設計されたとか、ほかの実績についてはどうなんですかね。過去にやっぱりこういう問題が発生したとか、現状でやっぱりこういう問題がこの工事については出てきているとかいうそこら辺についてはいかがですか。

○建築課長

こちらで今回採用した仕様につきましては、国内実績というのが非常に少なくございまして、海外での実績の中では、そういった不具合の支障はないと。ものをなにか落として割れたとかいうことは、あったということは報告を受けておりますけども、こういった形での踏み抜きということはなかったというふうに聞いております。

○吉田委員

それでは今後、こういうことで新庁舎ができてすぐに使用できないということで非常に市民の皆様からも御指摘を受けております。早急に解決してした上で今後このようなことがないように、早期に解決をお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市役所本庁舎総合訓練の実施について」、報告を求めます。

○総務課長

飯塚市役所本庁舎総合訓練の実施について、御報告をいたします。市役所本庁舎の火災を想定した訓練の実施につきまして、報告するものでございます。お手元に配付しております、資料をお願いいたします。

まず、本訓練の目的につきましては、全国一斉に実施されます、秋季全国火災予防運動の一環として、市役所の火災を想定いたしまして、市役所における初動防災体制の確立、火災防御並びに救助技術の錬磨を図ることを目的としております。日時につきましては、11月7日火曜日、就業時間終了後の17時30分に訓練を開始いたしまして、18時30分訓練終了の予定としております。場所につきましては市役所のこの本庁舎でございます。予定しております参加人員につきましては、市役所が通報連絡班、避難誘導班、消火班等約40名、その他避難者として、平日業務に支障のない職員、人数につきましては、100名弱を予定しております。

次に、消防団につきましては、人数が4名、ポンプ車1台を予定しております。消防署につきましては、人数24名、消防車両8台の予定となっております。訓練の想定といたしましては、市役所2階階にございますカフェの厨房より出火、延焼拡大中ということで建物内は濃煙が充満しており、多数の逃げ遅れ者がいるとの情報ありとの想定で実施いたします。活動要領につきましては、市役所につきましては、市役所が定めております消防計画に基づきまして、消火通報及び避難誘導を行います。消防団につきましては、簡易水槽から取水いたしまして建物西面に、多目的ホールの周辺になりますけども、の方に放水をする予定といたしております。消防署につきましては、現場指揮本部を設置し、建物西面多

目的ホールの放水、それから2階のカフェのベランダから要救助者の3連はしごによる救助、7階のベランダの要救助者のはしご車による救助、救助者の救急処置搬送を行う予定としております。

以上簡単でございますが、飯塚市役所本庁舎総合訓練の実施について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

平成29年度職員採用試験の現在の実施状況について、ご報告いたします。

本年度の採用試験につきましては、申し込みの受け付けを、8月10日から9月15日まで行い、第1次試験を去る、10月15日に実施をしたところでございます。

提出いたしております資料をご覧いただきたいと思います。本年度の採用職種につきましては、7月の当委員会におきましてご報告いたしましたとおり、行政事務が上級、初級、身体障がい者対象枠並びにU I J ターン枠及び県内在住民間企業等経験者枠、それに、土木及び建築職の、それぞれ上級及び民間企業等経験者枠、運動指導員、保育士、保健師、管理栄養士を併せまして全体で13種類の試験区分となっております。

申込者数の状況でございますが、表の真ん中、一番下のところに記載しておりますとおり、全体で900名の応募があったところでございます。このうち先日の第1次試験の受験者数は、区分ごとに上から、行政事務の上級が217名、初級が58名、身体障がい者対象が4名、U I J ターン枠が21名、県内在住民間企業等経験者枠が85名、土木上級が4名、土木民間企業等経験者枠が4名、建築上級が5名、建築民間企業等経験者枠が2名、運動指導員が8名、保育士が44名、保健師が14名、管理栄養士が26名となっております。

全区分の合計採用予定者数54名程度に対しまして、492名の受験者となっております、受験率といたしましては、全体で54.7%となっております。

なお、昨年申し込み等の状況でございますが、全体で申込者数は741名で、第1次試験受験者は496名、受験率としては66.9%でございましたので、受験率は昨年を下回っております。

今後の予定でございますが、第1次試験の合格発表を明日10月31日火曜日に行うことといたしており、その者を対象に11月18、19日の両日、第2次試験を実施し、最終の第3次試験を12月中旬に実施した後、最終合格者の発表を12月下旬頃に予定しているところであります。

以上簡単でございますが、「平成29年度職員採用試験の実施状況について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

いただいている資料のうち保育士、募集が8名以内となっております。申し込みが57名、実際の受験者が44名ということなんですけども、57と44名の差については、どういう事情かわかれば説明を求めます。

○人事課長

明確ではございませんが、実は9月17日に、第1次試験を予定しておりました多くの地方公共団体が、台風第18号の接近によりましてそのほとんどは、本市と同じ10月15日に延期をいたしまして、

受験者が分散した、これが一つの原因ではないかというふうには考えておりますが、その他のことにつきましては、想定いたしておりません。

○川上委員

それにしても飯塚市の保育士になりたいという方が44名おられるんですけど、その内訳がわかりますか。新卒あるいは、市の臨時の保育士さん、あるいは民間の正職員、あるいは臨時、あるいは未就労の潜在保育士さんなのかとか、わかりますか。

○人事課長

申しわけございません。ただいま資料が手元にございませんで、お答えすることができません。

○川上委員

今手元にないということはわかるのはわかるんですか。では別の機会にお尋ねしたいと思います。それで、感想を聞きたいんですけど、保育士不足じゃないですか。いろいろ手も打ってきた。公立の保育士を採用すれば8名以内の募集に対して40名が応募してくれると。皆、採用されれば働く意欲は当然あるわけですよ。ですから、公立の保育所で保育士が足りないために、施設的な意味合いでのキャパはあるんですけど。採用できないという事実があることについては指摘もしておったんですけど。この際、この8名以内というのを今からかということがあるかもしれませんけど、必要数何らかの手続をきちんとした手続をとって、保育士の追加募集あるいは追加採用というのを考えたらどうかなと思いますけど、きょうは市長もおられませんが、副市長どうですか。

○副市長

先ほど課長が答弁しましたようにも、明日1次試験を発表いたします。それで今回は、もうこれで決定しておりますので、人数をふやすことはできません。ただいま言われましたように、保育士の方の受けた状況等も先ほど質問が出ておりましたけれど、調べまして検討していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域情報化計画の策定について」報告を求めます。

○情報推進課長

飯塚市地域情報化計画の策定について、ご説明させていただきます。

お手元の資料、「飯塚市地域情報化計画の策定について」を、お願いいたします。

「1. 計画策定の趣旨」につきましては、近年、インターネットをはじめとするICTの急速な進歩により、市民の生活や行政サービスのあり方が、大きく変わろうとしております。本市におきましても、人口減少や少子高齢化の進展に伴う、地域コミュニティの再生や活性化の問題、あるいは、あらゆる災害に対応できる安全・安心なまちづくりなど、多くの課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、ICTの持つ特性を活用し、本市が抱える様々な課題を解決するとともに、市民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ることを目的として、本市が取り組んでいく情報化施策を総合的かつ体系的にまとめた「飯塚市地域情報化計画」を策定しようとするものであります。

「2. 計画の構成と期間」につきまして、まず、計画の構成についてですが、「基本方針」、「基本目標」、「個別施策」で構成することを考えておりまして、個別施策を実現するため

の具体的な事業につきましては、「第2次飯塚市総合計画」における「実施計画」の枠組みで実施したいと考えております。また、計画期間につきましては、平成30年度を初年度とし、最終年度を「第2次飯塚市総合計画」と同じく、平成38年度までの9年間で予定しております。

「3. 今後のスケジュール」といたしましては、現在、内部組織であります、電子計算組織運営委員会及び情報化推進会議にて計画の素案策定を進めておりました、11月下旬までには策定する予定としております。また、その素案につきましては、12月の1カ月程度の期間で、市民の方への意見募集を行う予定といたしております。1月中旬に、市民の方等からいただきましたご意見等の集約と調整を行い、計画案を策定したいと考えております。その後、2月下旬までに、計画案を庁議に諮りまして、「飯塚市地域情報化計画」を決定したいと考えております。策定された「飯塚市地域情報化計画」につきましては、本委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上簡単ではありますが、「飯塚市地域情報化計画の策定について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは今年度中に策定するということになるんだけど、そうした場合、この計画に基づく具体的な事業は、どういう業者さんがすることになりますか。

○情報推進課長

まだ計画の段階でありまして事業につきましても、個別具体的な部分については検討中でございます。どの業者さんがするという事はまだ何も決定しておりません。

○川上委員

地元のIT関係のベンチャーが、いろいろベンチャーでないところもあると思うんだけど、そういったところができるような感じの仕事、事業になるんですか。

○情報推進課長

今、質問委員がいわれるように地元の企業の方についてもできるようなものにつきましては、こちらのほうで検討いたしまして、地元の企業さんのほうで、お願いしたい部分はあるかと思えます。

○川上委員

9年間、第2次総合計画にあわせて歩んでいくということになるんだけど、事業費の総量はどのくらいのイメージでいいですか。

○情報推進課長

事業費の総量につきましては計算のほうはしておりません。

○川上委員

第2総合計画の中に財政見直しを入れてありますね。もうずれ始めているんだけど、施設関係で。それでその中に今回の計画は織り込み済みですか。

○財政課長

地域情報化計画の事業費につきましては、財政見直しでは織り込んでおりません。

○川上委員

そうすると、総合計画とあわせてという形に実施計画の枠組みで実施したいというふうに言われるんだけど、お金は別よという、財政見直し以外のお金が必要になるよということなんですね。

○情報推進課長

今計画段階でありまして、総合計画に基づいて実施したいと考えておりますが、言われる財政見直し等には、今後、反映をさせていただきたいと、要求したいと考えております。

○川上委員

確認しますよ。きょうの報告の段階では、この事業計画は第2次マスタープラン実施計画の枠組みの中で行いたいと思うんだけど、お金についてはまるで考えてないということですね。それだけ確認したいと思います。

○行政経営部長

財政見直しについては、27年に最近ではつくっておりますけど、今見直し作業を行っております、今年中には、見直しを行います。ただ、財政見直しは大きく財政状況が動いた場合、あるいは支出が大きく動いた場合、こういった場合については、その都度見直しをやっていくということにしておりますので、いま計画をつくっている段階で、どれぐらいの事業になるとかいうのがはっきりわかりませんものですから、財政見直し中には入っていないのが現状でございます。

○川上委員

最後に指摘だけしておきたいと思うんですけど、体育館の問題、体育館を移転新築建てかえますよと。それから筑豊ハイツについても、当面パラリンピック対応で障がいのある方のために、10室ぐらいの部屋が必要だと。億円台の事業を民間で引き受けてもらえなければ、市でも考えようかなというようなことで、従来の流れとは違うものが既に検討され始めているわけです。体育館については市長が決断したということになっていて、それについて予定のなかったものが実施計画の枠組み中に折り込まれていく。お金が幾らかかるかわからない。誰が仕事をするかもわからない。今度は財政見通しのほうを見直していくという市政運営が今行われているんだなと。この事実についてやっぱり市民の皆さんによく報告もし、意見を聞くということで、これができれば便利ですよと、そういう意見だけではなくて、今、飯塚市がとってきた市政運営のあり方、無駄遣いしないとかいうことが、このような形で変わっているということもきちんと市民には報告し、そして意見を求めるということが必要だろうと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもって総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。